

別紙1

アスベストによる健康被害に関する実態把握について

アスベストによる健康被害について、現時点で関係省庁において把握した結果及び把握の状況は以下のとおりである。

1. 労災保険及び船員保険の認定状況からの把握〔厚生労働省〕

- アスベストばく露による肺がん及び中皮腫の労災認定件数（平成11年度～16年度）は合計で534件、死亡者は404名（別紙1-①（7月29日公表））
- 平成10年度以前についての追加調査を行い、8月中旬を目途に公表する。

2. アスベスト関連業種についての個別企業に対する調査

- ① アスベスト含有製品の製造企業等89社からの情報提供により把握した結果は健康被害462名（うち死亡者は374名）〔経済産業省〕（別紙1-②（7月15日公表））
なお、経済産業省の所管に係るその他の企業に対しても、業界団体等を通じてアスベストによる健康被害について自主的な情報開示を要請した。
- ② 造船関係業界団体の傘下会員（1986社）を対象として調査を行った結果、健康被害104名（うち死亡者は85名）。〔国土交通省〕（別紙1-③（7月21日公表））
- ③ その他運輸関連の企業についての調査を実施中であり、8月を目途に取りまとめ、公表の予定。〔国土交通省〕

3. 周辺住民についての実態把握

- 保健所等による健康相談を通じて周辺住民の健康被害に係る情報を集約している。（随時、集約を行う）〔環境省〕

4. その他

- 地方公務員のアスベストに係る公務災害補償の状況について、現在調査を実施しており、8月を目途に取りまとめ、公表の予定。〔総務省〕
- 消防職員の健康被害について調査し、8月を目途に取りまとめ、公表の予定。〔消防庁〕

平成 17 年 7 月 29 日
厚生労働省労災保険及び船員保険におけるアスベストによる肺がん及び中皮腫の認定状況

1 アスベストによる肺がん及び中皮腫の認定状況

- 平成16年度までに肺がん353件、中皮腫495件、あわせて848件を認定。
- ここ数年の労災認定件数は急増しており、平成16年度は肺がん59件、中皮腫127件となっている。

2 アスベストによる肺がん及び中皮腫の業種別認定件数(平成11～16年度)

- 平成11年度から16年度までに肺がん及び中皮腫の認定がなされた事業場の業種別の件数。
- 労災認定件数が最も多い業種は、石綿パッキング、石綿スレート等のアスベスト製品を製造する窯業又は土石製品製造業であり、次いで建築事業、船舶製造(修理)業の順となっている。

業 種 名	計	肺がん	中皮腫
窯業又は土石製品製造業	116件(21.7%)	51件(29.5%)	65件(18.0%)
建 築 事 業	98件(18.4%)	34件(19.7%)	64件(17.7%)
船舶製造(修理業を含む)	80件(15.0%)	20件(11.6%)	60件(16.6%)
全 業 種 計	534件	173件	361件

3 アスベストによる肺がん及び中皮腫の都道府県別認定件数(平成11～16年度)

- 平成11年度から16年度までに肺がん及び中皮腫の認定がなされた事業場の都道府県別の件数。
- 認定件数の多い都道府県は、兵庫、神奈川、大阪、東京、岡山の順となっている。

局 名	計	肺がん	中皮腫
兵 庫	89件(16.7%)	17件(9.8%)	72件(19.9%)
神奈川	81件(15.2%)	34件(19.7%)	47件(13.0%)
大 阪	53件(9.9%)	18件(10.4%)	35件(9.7%)
東 京	53件(9.9%)	28件(16.2%)	25件(6.9%)
岡 山	41件(7.7%)	15件(8.7%)	26件(7.2%)
全国計	534件	173件	361件

注 1 : 個別の事業場リストは省略

注 2 : 船員保険分を含む

労災保険及び船員保険におけるアスベストによる肺がん及び中皮腫の認定等業種別件数
(平成11年度～16年度)

	認定件数		肺がん		中皮腫	
	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)
《労災保険》	531	401	173	123	358	278
建設業 計	176	125	62	41	114	84
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	98	67	34	22	64	45
既設建築物設備工事業	41	26	18	11	23	15
機械装置の組み立て据え付けの事業	3	3	0	0	3	3
その他の建設事業	34	29	10	8	24	21
製造業 計	312	245	94	70	218	175
食品製造業(たばこ等製造業を除く)	1	1	0	0	1	1
繊維工業又は繊維製品製造業	3	2	1	1	2	1
化学工業	3	2	1	1	2	1
ガラス又はセメント製造業	4	4	1	1	3	3
窯業又は土石製品製造業	116	93	51	42	65	51
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	8	6	4	3	4	3
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	4	4	0	0	4	4
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びメッキ業を除く)	16	11	3	2	13	9
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計製造業を除く)	14	12	4	2	10	10
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	19	16	0	0	19	16
船舶製造(修理業を含む)	80	60	20	11	60	49
上記外の製造業	44	34	9	7	35	27
交通運輸業	1	1	0	0	1	1
貨物取扱業	9	6	2	2	7	4
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	2	2	1	1	1	1
倉庫業、警備業、消毒及び害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1	1	0	0	1	1
その他の各種事業	30	21	14	9	16	12
《船員保険》	3	3	0	0	3	3
《総 計》	534	404	173	123	361	281

平成17年7月15日
経済産業省

アスベストによる健康被害の実態調査の結果について

1. 調査の目的・経緯

アスベスト（石綿）を含有する製品を製造していた企業における従業員等の健康被害及びアスベスト製品の生産の実態を緊急に把握し、関係省庁の取組に資することを目的に、経済産業省は、7月1日、（社）日本石綿協会等業界6団体を通じてアスベスト含有製品の製造企業65社（業界団体加盟企業）に情報提供を要請した。また、その後、その他の確認できたアスベスト含有製品の製造企業等についても情報提供を要請し、これまでに89社の状況を把握することができたことから、今般、公表することとした。

2. 調査内容

- (1) 調査対象：調査企業数89社
- (2) 調査の項目：各企業の事業所別に主に以下の項目を調査。
 - ・ アスベスト含有製品の生産実績、生産時期
 - ・ 従業員等の健康被害の状況（死亡者及び療養者数）

3. 調査結果

(1) 結果の概要

- ・ 89社からの情報を集約すると、アスベストによる健康被害により亡くなられた従業員等は374名、現在療養中の従業員等は88名、健康被害は合計で462名となった。

(平成17年7月13日現在)

アスベスト健康被害の合計	うち、死亡者数		うち、療養者数					
	中皮腫	じん肺	中皮腫	じん肺				
462	127	207	374	114	154	88	13	53

- (2) 企業毎、事業所毎のアスベスト含有製品の生産実績及び健康被害の状況（別表）（添付略）

4. 当省の対応

アスベストによる健康被害については、関係省庁が密接に連携を取り対応しているところであり、当省としては今般収集した情報を関係省庁に提供するとともに、関係業界団体に対しアスベスト含有製品の代替推進を改めて要請するなど、引き続き関係省庁と連携しつつ対応してまいります。

平成 17 年 7 月 21 日
国 土 交 通 省

造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

1. 調査の目的・経緯

造船業を営む事業者における従業員等の健康被害及び船舶におけるアスベスト製品の使用状況の実態を緊急に把握し、関係省庁の取り組みに資することを目的に、国土交通省は、7月7日、造船関係業界団体の傘下会員に情報提供を要請したところ、今般、状況を把握することが出来たことから公表することとした。

2. 調査内容

(1) 調査対象：以下の団体に所属する事業者（会員名簿は別添）（添付略）

(社) 日本造船工業会 会員 19 社

(社) 日本中小型造船工業会 会員 44 社及び賛助会員 10 団体 (422 社)

(社) 日本造船協力事業者団体連合会 会員 50 組合 (1,498 社)

※なお、このほか新日本海重工業(株)、J.F.E エンジニアリング(株)、日立造船(株)について、個別に情報提供を依頼した。

(2) 回収率：

(社) 日本造船工業会及び(社) 日本中小型造船工業会の会員 100%

(社) 日本造船協力事業者団体連合会 92% (1,371 社)

(3) 調査項目：

- ・従業員等の健康被害の状況等
- ・アスベスト製品の使用状況、従業員のアスベスト製品との接触機会

3. 調査結果

(1) 健康被害

- ・従業員（元従業員を含む）のアスベストによる疾病者数は、104名。そのうち亡くなられた方は、85名。（ただし、各社の船舶部門における数字）
- ・従業員の家族、周辺住民への健康被害についての報告は無かった。
- ・事業者・事業所ごとの健康被害の状況は別表のとおり。（添付略）

アスベストによる疾病者	うち死亡者数	うち中皮腫による死亡者数
104名	85名	68名

(2) アスベストの使用状況・接触機会の概要

- ・かつては機関部・居住区等の断熱材、係船機等のブレーキライニング、配管のパッキン等にアスベストを含む製品が一般的に使用されていた。
- ・吹き付けアスベストについては、昭和51年の特定化学物質等障害予防規則の改正により原則使用禁止とされた。
- ・アスベストボード等の断熱材については、代替品への切り替えが進み、平成元年頃以降はほぼ使用されなくなった。
- ・ブレーキライニングや配管のパッキンについては一部で使用が続けられていたが、海上人命安全条約（SOLAS条約）の改正により、代替困難なごく一部の製品を除き、平成14年7月1日以降起工される船舶へのアスベスト製品の使用が禁止されており、現在では使用されていない。
- ・溶接作業等において、アスベストを含む防火養生用シートが平成7年頃まで使用されていた。

4. 当省の対応

7月15日付けで（社）日本造船工業会及び（社）日本中小型造船工業会、（社）日本造船協力事業者団体連合会に対し、造船業における石綿による従業員等の健康障害防止等を一層推進するため、労働安全衛生法や大気汚染防止法等の関係法令の遵守について傘下会員へ周知するよう依頼した。

今後とも、本調査の結果に関し必要な情報を関係省庁に提供するとともに、引き続き関係省庁や関係団体との連携を図りつつ対応していく。